

☆☆ 観音寺市チャイルドシート購入助成の申請について ☆☆

この制度は、チャイルドシート（ジュニアシート）の購入者に対して、“観音寺市自動車幼児用補助装置着用推進助成金支給要綱”に基づき支給されるものです。

●助成対象

観音寺市に住所がある幼児（満6歳未満）がいる世帯が対象です。

（出生前に購入したチャイルドシートも対象ですが、申請は出生届提出後から受付します。）

●助成金額

対象幼児1人につき、チャイルドシート1基当たり5千円を上限に、購入金額の2分の1を助成します。ただし、支給は対象幼児1人につき、1回限りです。また、購入先は市内・市外を問いません。※リサイクル品・ネットオークション等は助成対象になりません。

支給は、申請日の翌月の月末に口座振込となります。なお、振込先口座がゆうちょ銀行の場合は、通帳をご持参ください。

●申請にあたって必要となる書類（様式は下記提出先・ホームページにあります。）

	必 要 書 類
店舗にて購入した場合	・助成金支給申請書（様式第1号） ・チャイルドシート販売証明書（様式第2号） ※購入店にて記入してもらってください。 ・レシート（もしくは領収書）
（スマートフォン決済）	・決済画面を印刷（印刷が難しい場合、子育て支援課窓口で撮影（デジカメ）します） ※Pay Pay、d払い、LINE Pay、楽天ペイ等
インターネット購入の場合 （通信販売を含む）	・助成金支給申請書（様式第1号） ・商品名、商品価格が分かるもの（注文画面または注文履歴画面等を印刷したもの） ・保証書の写し（保安基準に適合することが分かるものが必要。取扱説明書をご持参ください） ・領収書（代引き時のものでも可）

※申請内容によって、その他書類が必要になる場合がありますのでお問い合わせください。

※提出時に印鑑をご持参ください。

●クレジットカードを使用した場合

上記の提出物に加えて①②両方が必要です。

①クレジット会社から送られてくる利用明細書

（コピーでも可、Web明細の場合は印刷してください。）

②預金通帳の引き落としが記帳されたページのコピー

（ネット銀行等の場合、取引明細がわかるページを印刷してください。）

※不要な部分は塗りつぶすなどして、消してもかまいません。

※分割払い（リボ払いなど）の場合は、購入金額分が全額引き落とされるまで、毎月の利用明細書と通帳のコピーが必要です。

※対象幼児と同一世帯の方のクレジットカードのみ。（同居でも世帯が異なる場合は対象となりません。）
ジカメ）させていただきます。

店舗で現金購入が
手続き簡単です。



●申請書の提出先

観音寺市役所 子育て支援課 児童福祉係

大野原支所 市民係、豊浜支所 市民係、伊吹支所 市民係

—お問い合わせ先—

子育て支援課 児童福祉係

0875-23-3962